

著作権分科会・法制・基本問題小委員会

## 障害者関係団体の要望事項に対する考え方

一般社団法人 日本書籍出版協会

### 1. マラケシュ条約上の義務規定に関する要望

法第37条第3項の受益者の対象範囲の拡大については、条約によって受益者と定められている障害により読書に必要な動作が困難な者（例：上肢障害、ALS等）に拡大することについては、異論はない。

障害により文字での読書が困難な者について、どの範囲まで拡大することが適切かについては、該当する障害の程度について客観的な基準が定められていて、その基準を超えることが公的な機関等によって認定される場合に限定されるべきであると考え。ただし、やむを得ない場合あるいは緊急を要する場合に、上記認定を受けていないで受益対象となる場合も有り得ると考えるが、その際の制度の運用に当たっても、制度の想定しない健常者への流用がなされないような措置が十分に講じられるよう留意する必要がある。具体的には、著作物の提供を受ける障害者が権利制限の対象となる者であるか否かについて、障害の程度に関する客観的な基準や、関係者の協議によって策定されるガイドライン等の適切な方法によって判断されるようにすべきである。

### 2. 条約上の義務規定以外の視覚障害者等関係の要望

#### (1)法37条第3項で権利制限対象となる支分権の拡大

メーリングリストによる送信サービスないしは放送及び有線放送についても、権利制限を設けるべきかについては、既に自動公衆送信権（送信可能化権を含む）については権利制限の対象になっていることを鑑み、権利制限の対象としてもよい場合があるとは考えられる。しかし、メーリングリストによる送信サービスによって送信されたコンテンツ、あるいは放送及び有線放送によって放送されたコンテンツは、受益対象となる障害者のみならず、健常者も利用可能な状態に置かれる可能性がある。

したがって、メーリングリストによる送信サービスないしは放送及び有線放送について権利制限の範囲を拡大するとしても、この点が担保されることが必須要件であると考え。

## (2)法第 37 条第 3 項で複製等を行える主体の拡大

同法に基づき、障害者の用に供するために複製等を行える主体が、視覚障害者のために情報を提供する、法令で定められた施設に限定されているのは、「障害者向けの情報提供事業を円滑に行う必要性和権利者の利益の保護の要請とのバランスを図る観点から、要件の遵守や利用者確認体制等の一定の責任体制が確認できる主体に限るとした」ためである（著作権法逐条講義 六訂新版）。

ボランティアグループに無制限に複製主体になることを認めるのは、上記の責任体制が確認できるかどうかについて甚だ疑問があると言わざるを得ない。仮に文化庁長官による個別指定を行わないとしても、それに代わる客観的要件が法律上に明記される必要があると考える。その要件の策定については、権利者団体等の意見も十分聞き慎重に検討されるべきである。

また、障害当事者が行う複製については、法第 30 条の私的複製で認められる範囲との関係についての検討がまず行われるべきと考える。

以 上